

置之國レテハ相当者ノ慮シ居ルカ合ニ社トシテハ何
ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス第三者ノ宥嘆ハ断リテ許
サスト強國ナル態示テ以テ代表者之責落シ至
ラハ此輩者ノ行跡ハ如何ノ外ナシトテ午後六時頃
持去一函筆跡固本都ノ引揚ケ目下表トシテ
考究中ニアリ
以上ノ情況ニ依リ十二日ハ公休日ナルヲ以テ殊留職ニ
ノ結果ヲ切崩シ十三日ヨリ平常通りノ就業セシトス
ルヲ或ハ阻止シ事態ヲ至極ノ紛糾極大セシムルヤ
難シ

拒及申(通)報名中



兵装号秘第二六四號

大正十五年二月十二日

兵庫縣知事 平塚廣義

内務大臣 水野錬太郎殿
社會局長官 池田 宏殿
警視總監 赤池 濃殿
大阪京都 函村知事 殿
神戶地方裁判所檢事 竹内佐太郎殿

小泉製麻株式會社 職工同盟罷業

状況ニ関スル件 (第三報)

標記ノ件ニ関シ昨十日申議團例ヨリ離聯合會主